

府中市福祉計画

府中市地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画

～みんなでつくる、みんなの福祉～
(平成 27 年度～平成 32 年度)

府 中 市

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と考え方

(1) 計画の理念

福祉計画の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人が支え合い幸せを感じるまちをめざして～」の実現を目指し、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画では次のように理念を設定します。

みんなでつくる、「共に生きるまち」

(2) 計画の考え方

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の考え方は次のとおりとします。

視点1 全ての市民を対象にします

全ての市民が人として尊重され、互いに仲間として受け入れ、共に支え合い、助け合いながら、地域で孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

視点2 市民の人権を尊重します

市民が暴力、虐待、犯罪等から守られ、自分らしく生きていける社会を目指し、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進します。

視点3 市民との協働による地域福祉をより一層推進します

全ての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加及び参画する福祉活動を通じて、暮らしやすいまちづくりを推進します。

視点4 地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を活用して地域のつながりを大切にしたまちづくりを推進します。

平時における地域のつながりが、災害時の支え合い、助け合いにもいきるまちづくりを推進します。

視点5 福祉の充実のための仕組みをつくります

福祉サービスを利用する人の人権が尊重される仕組みを確立すると同時に、福祉を進める様々な主体が育つような支援をします。特に、住民を主体とした地域福祉活動の更なる充実を図ることにより、地域全体で福祉を進めるための環境づくりを推進します。

視点6 市民が安心できる相談の仕組みをつくります

市民が気軽に相談できるように身近な地域の相談窓口や総合相談窓口を充実し、深刻な事態に陥ることを防ぐセーフティネットのあるまちづくりを推進します。

視点7 ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを推進します

社会にある「情報」、「制度」、「心」及び「物理的」な四つのバリアを除き、全ての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりを推進することにより、総合的なバリアフリー化を目指します。

また、全ての市民が快適に暮らせるよう、バリアフリーを包含し、より発展させた、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進します。

視点8 福祉のまちづくりを総合的に推進します

社会福祉法に基づく「地域福祉計画」と、府中市福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定することにより、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

2 計画の基本目標

「みんなでつくる、「共に生きるまち」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 安心・安全の仕組みづくりの推進

- ・様々な福祉課題を抱え支援を必要とする市民に向けて、相談窓口の充実を図ります。
- ・成年後見制度についての啓発・普及を図るとともに、利用支援を進めます。
- ・虐待の早期発見への取組や通報義務の普及に努めます。
- ・一人暮らし高齢者や障害のある人など、災害時に手助けを必要とする方々を対象とした避難行動要支援者名簿の周知と登録の推進を図ります。
- ・複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援を図るために、相談から就労支援、その他包括的な支援の提供を進めます。
- ・福祉サービス利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス事業者への運営指導を行うとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を図ります。

【取り組む方針】

相談支援事業の充実
権利擁護・虐待防止の推進
防災・防犯のまちづくり
生活困窮者の自立支援
福祉サービスの質の確保

(2) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進

- ・市民がいつまでもいきいきと暮らせるよう、心身の健康づくりと介護予防の充実を図ります。
- ・保健・医療の連携による障害の早期発見・早期療育に努めます。
- ・支援を必要とする高齢者や障害のある人等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り支援の拡充や、一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実を図ります。

【取り組む方針】

健康づくり・介護予防の推進
地域主体の日常生活の支援

(3) 支え合いの福祉コミュニティの形成

- ・近隣住民が互いに助け合い、支え合えるよう、住民主体の福祉活動の取組を支援します。
- ・市民がボランティア活動や地域福祉活動等に気軽に取り組めるよう、情報の提供や機会の創出など支援の充実を図ります。特に高齢者が地域活動に積極的に参加できるよう、活動の場の確保など支援の充実を図ります。

【取り組む方針】

- 地域福祉活動の促進
- 社会参加の促進
- 地域資源の発掘・創出

(4) 市民との協働の推進

- ・地域活動の担い手となる人材の確保及び育成支援に努めます。また、複合的な課題を抱える人を支援するために、様々な分野の支援をコーディネートする専門職の配置を検討します。
- ・市民の様々な福祉ニーズに応えるため、行政、福祉サービス提供事業者、NPO・ボランティア団体等の連携体制の強化を図ります。また、企業、大学等などが持つ資源やサービスが有効に機能するようパートナーシップの推進を図ります。

【取り組む方針】

- 多様な人材の育成・活用
- 支援ネットワークの推進
- パートナーシップの推進

(5) 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者や障害のある人など支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図ります。
- ・「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の普及を進め、高齢者、障害のある人、乳幼児を連れた人が利用しやすい施設等の整備や、視覚障害や聴覚障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

【取り組む方針】

- 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）
- 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）
- ユニバーサルデザインの推進（物理的なバリアフリー）